

# 財団法人福島県民共済会寄附行為

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人福島県民共済会という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を福島県福島市荒町1番21号におく。

(目 的)

第 3 条 この法人は、県民の自主福祉に関する諸問題を調査研究するとともに、県民が健康で文化的な生活を営むことのできる社会環境を創造し、もって県民の生活の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 県民の自主福祉に関する調査研究および啓蒙活動の推進
- (2) 県民の余暇およびレクリエーション活動への助成
- (3) 県民の生活問題に関する各種の講演会、研究会、相談会等の開催
- (4) 県民の相互扶助を目的とする火災、傷害および交通の各共済事業
- (5) 県民の福祉向上を目的とする冠婚、葬祭に関する共済および事業
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 資 産 お よ び 会 計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄 附 金 品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 資産は基本財産および運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第 7 条 基本財産は、これを処分し、または担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事4分の3以上の同意を得、かつ福島県知事の承認を得て、これを処分し、または担保に供することができる。

(資産の管理)

第 8 条 資産は、理事長が管理し、その管理の方法は、理事会の定めるところによる。

2 基本財産のうち、現金は郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、または国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算および決算)

第10条 この法人の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決により定め、収支決算は、毎会計年度終了後2カ月以内に、その年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第11条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第3章 役員

(種別および選任)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 20人以内
  - (2) 監事 3人以内
- 2 役員は、理事会において選任する。
- 3 理事は互選により、理事長、副理事長および専務理事各1人を定める。
- 4 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第13条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

2 理事長は、この法人を代表し、会務を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、理事長、副理事長を補佐して会務を処理し、理事長、副理事長に事故があるときはその職務を代行またはその職務を行う。

5 監事は、民法第59条の職務を行なう。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、就任の翌会計年度の最終理事会終了の日が、就任の日から起算して2年未満または2年を越えるときは、当該理事会終了の日をもって任期満了の日とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 補欠役員の任期は、第1項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(解 任)

第15条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において、理事4分の3以上の同意により解任することができる。

## 第4章 理 事 会

(構 成)

第16条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 限)

第17条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の決定

(2) 事業報告の承認

(3) その他この法人の運営に関する重要な事項

(招 集)

第18条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事または監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はすみやかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項およびその内容並びに日時、場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第19条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定 足 数)

第20条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第21条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通

知された事項について、書面をもって表決し、または他の理事を代理として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者および表決委任者を含む。）
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過
- 2 議事録には、出席理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名しなければならない。

## 第5章 寄附行為の変更および解散

(寄附行為の変更)

第24条 この寄附行為は、理事会において、理事4分の3以上の同意を得、福島県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散および残余財産の処分)

第25条 この法人は民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事4分の3以上の同意を得、福島県知事の許可があったとき解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、福島県知事の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ福島県労働者共済生活協同組合に寄附するものとする。

## 第6章 補 則

(委 任)

第26条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立について福島県知事の許可を受けた日から

施行する。

- 2 この法人の設立当初の役員は、第12条第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、昭和50年5月25日までとする。
- 3 この法人の設立初年度および次年度の事業計画および収支予算は、第10条および第17条第1号の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和49年3月31日までとする。

## 附 則

- 1 この寄附行為は、1985年6月12日より施行する。(一部改正)

## 附 則

- 1 この寄附行為は、1985年12月10日より施行する。(一部改正)

## 附 則

- 1 この寄附行為は、2008年5月19日より施行する。(一部改正)